

平成 29 年度桑名市地域包括支援センター事業評価について

1. 事業評価導入の目的とその効果

桑名市では、平成 27 年 3 月に策定した「桑名市地域包括ケア計画—第 6 期介護保険事業計画・第 7 期老人福祉計画—（平成 27 年度～29 年度）」に基づき、高齢になっても可能な限り、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられるよう地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいる。この取り組みの推進のため、地域包括ケアシステム構築の中核的な役割を担うことが期待される地域包括支援センター（以下、「センター」という。）のさらなる機能の向上や桑名市とセンターとの連携強化を図る必要がある。

また、平成 26 年の介護保険法の一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）により、センターの設置者による自己評価と市町村によるセンターの事業実施状況の定期的な点検等の努力義務が規定されたところである。（※）

以上のことから、市内の委託しているセンターを対象として、桑名市が年度当初に策定する地域包括支援センター事業運営方針（以下、「運営方針」という。）に基づく評価指標により毎年度評価を実施し、センターの取り組みを改善・見直すこと等により PDCA サイクルを循環させ、センターの機能向上等を図っていくものである。

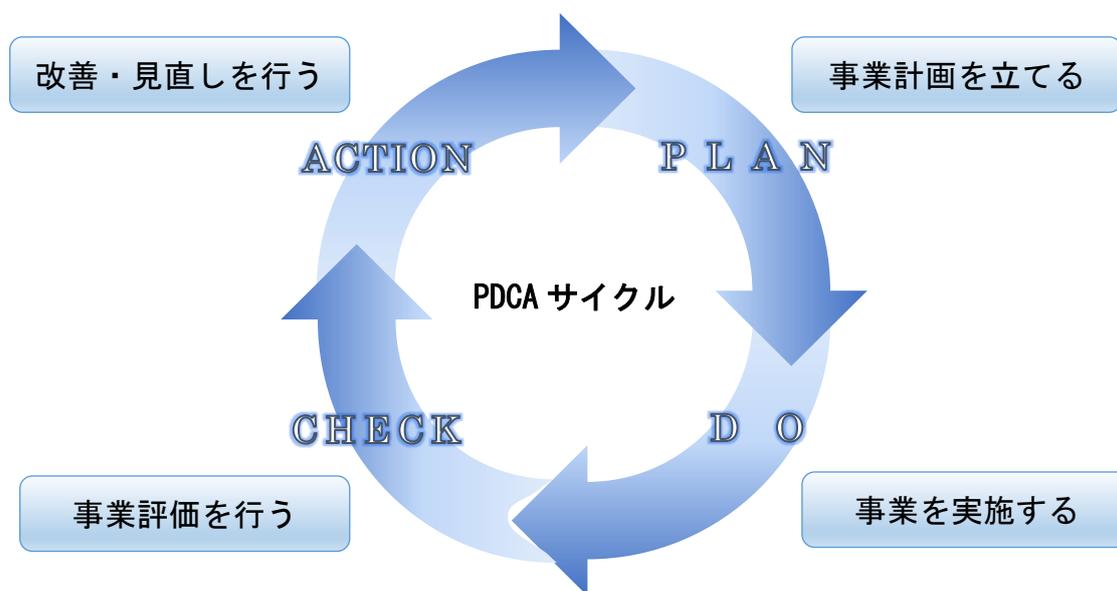
なお、評価の結果、成績上位のセンターには委託費に上乗せする加算を行い、センターのさらなる機能向上等に向けたインセンティブを付与する。

（※）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

（地域包括支援センター）

第 115 条の 4 6

- 4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない。
- 9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、点検を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、次条第 1 項の方針の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



2. 事業評価の手法

センターが、桑名市が策定した運営方針の方針を十分に理解した上で、準公的機関としての位置づけを徹底して業務に取り組んでいることや「プレーヤー」から「マネージャー」への転換を実践していること等、桑名市の目指す方針の具現化に向けて積極的に取り組んでいることを評価する。

具体的には以下の手法により評価を行い、最終評価における評価点数の上位2ヶ所のセンターに対して平成30年度の委託費に上乗せする加算を行う。

(1) プレゼンテーションによる一次評価

運営方針に基づき、桑名市があらかじめ設定したテーマに沿って、各センターが、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会にてプレゼンテーションを実施し、同協議会の委員が評価指標に基づき採点する。各委員が採点した点数を集計したものが、各センターの一次評価点数となる。

① 実施日時・場所

平成30年1月25日（木）に開催する第26回桑名市地域包括ケアシステム推進協議会 総会において実施。

② 実施時間

1センターにつき、7分（プレゼンテーション7分、質疑応答3分）とする。

③ その他

- ・プレゼンテーションはセンター職員が行い、出席者数は2名以内とする。
- ・プロジェクター及びスクリーン等は、本市が準備したものをを用いる。
- ・プレゼンテーション等は公開とする。

(2) センターの体制及び実績に基づく全体評価による二次評価

29年度終了後に各センターから提出される実績報告及びあらかじめ各センターが評価指標に沿って行った自己評価をもとに各センター長（または管理者等）へのヒアリングを行い、桑名市職員が審査員となり、評価指標に基づき採点する。各委員が採点した点数を集計したものが、各センターの二次評価点数となる。

① 実施時期

平成30年4月下旬～5月上旬ごろを予定。

② 実施時間

1センターにつきヒアリングの時間を20分とする。

③ その他

- ・質疑応答はセンター長（または管理者）を含む2名以内のセンター職員が出席。
- ・ヒアリング等は非公開とする。

(3) センターの最終評価

上記の一次評価点数及び二次評価点数を1：1の割合で合算して得た点数を最終評価点数とし、上位2ヶ所のセンターを決定する。

3. 評価の視点及び配点割合

(1) 一次評価の視点及び配点割合

(別紙1)を参照。

(2) 二次評価の視点及び配点割合

(別紙2)を参照。

※ 最終評価に当たっては、一次評価点数及び二次評価点数を1：1の割合で合算して得た点数を最終評価点数とする。

4. 成績上位者の発表

最終評価後、直近で開催される桑名市地域包括ケアシステム推進協議会にて成績上位2ヶ所のセンターを発表する。また、桑名市ホームページでもこれを公表する。

5. 全体のスケジュール

(別紙3)を参照。

(別紙 1)

一次評価の視点及び配点割合

【テーマ】

『地域包括支援センターとしての地域課題への取組み』

介護予防及び日常生活支援に資する地域づくりを推進することが要求される地域包括支援センターとして、ニーズ調査を活用した実態把握や予防の視点などから、どの様に「地域課題」への取組みが地域や関係機関と連携し行えたか。

【参考】桑名市地域包括支援センター事業運営方針（平成 29 年度）抜粋

3. 位置付け

包括支援センターが十全に機能するためには、すなわち、高齢者が重度の医療や介護を必要とする状態になって初めて明らかになった高齢者世帯の困難事例の解決に追われる、という「後手」の対応から、一定のリスクを抱える高齢者について、可能な限り早期に把握し、包括的かつ継続的に支援する、という「先手」の対応への構造的な転換を実現する必要がある、地域包括支援センターと地域の関係者との協働が実現されなければならない。

4. 事業運営方針

(1) 地域包括支援センターの位置付けに関する自覚の徹底

地域包括支援センターは、介護保険の保険者である市の委託を受けて事業を運営する準公的機関として、桑名市、及び桑名市地域包括支援センターの職員が自覚を徹底することが重要である。その上で、「規範的統合」を推進する一環として、桑名市地域包括支援センターは、桑名市と一体となって、地域の関係者と協力しながら、介護保険の被保険者である高齢者及びその家族や、介護保険制度の中でサービスを提供する医療機関及び介護事業者に対し、桑名市地域包括ケア計画に盛り込まれた基本的な考え方について、様々な機会を通じて周知しなければならない。

(2) 高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントのための「チームプレー」の励行

地域包括支援センターに期待される中核的な役割は、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントのための包括的かつ継続的な支援である。そのため、保健・福祉専門職等と主任介護支援専門員を始めとする介護支援専門員との間で、「地域ケア会議」等を通じ、個々の高齢者について、それぞれの状態像に関する情報を共有した上で、介護のほか、医療、予防、日常生活支援も含め、それぞれのニーズに応じたサービスが提供されるよう、地域の関係者と連携しながら、包括的かつ継続的なケアマネジメントのために協働する必要がある。

したがって、桑名市地域包括支援センターに配置された保健・福祉専門職等は、それぞれの職種の視点に基づき、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントを実践する能力の更なる向上に努めるとともに、多職種協働でケアマネジメントを支援するための「チームプレー」を励行しなければならない。

(3) 予防や日常生活支援に資する地域づくりの推進のための「プレーヤー」から「マネージャー」への転換

介護予防及び日常生活支援に資する地域づくりを推進することが要求されることから桑名市地域包括支援センターに配置された保健・福祉専門職は、桑名市又は桑名市社会福祉協議会に配置された保健・福祉専門職等と一体となって、地域の関係者と連携しながら、自らサービスを提供する「プレーヤー」から、地域住民による自発的な活動や参加を働きかける「マネージャー」へ役割を転換することが必要とされる。

【1】 地域包括支援センターの活動の中から、どのようなエビデンス（根拠）をもとに「地域課題」を把握したか。・・・・・・・・・・（配点割合：30%）

- ・「地域課題」について客観的に把握しているか。（データなどを活用しているか）
- ・「地域課題」に多職種で取り組むことに対して、課題をどのように共有し、合意形成しているか。

【2】【1】で「地域課題」で把握したことについて、どのように地域包括支援センターとしてチームで取り組んだか。・・・・・・・・・・（配点割合：30%）

- ・取り組みに当たっては、地域包括支援センター内等で「地域課題」についてどのように進めていくか多職種でしっかりと意見を出し合い検討を行っているか。

（一人で抱え込んでいないか。チームで取り組みができていないか。）

- ・取り組みに当たっては、生活支援コーディネーター、医療・介護関係者、地域住民等と連携は図れたかネットワーク構築に努めたか。（地域包括支援センター外の関係機関とも連携は取れているか）

【3】【2】で取り組んだことからどのような結果・効果が得られたか。

・・・・・・・・・・（配点割合：20%）

- ・地域包括支援センターの中で取り組んだ結果を把握・分析しているか。
- ・地域・関係機関（地域包括支援センター外）に対して取り組んだ結果を共有しているか。

【4】 今後、「地域課題」にどのように取り組んでいく予定か。・・・・・・・・・・

（配点割合：10%）

- ・地域包括支援センターとして短期（30年度）・長期（第7期）に取り組む目標の検討がされているか。

【5】 プレゼンテーションのスキル・・・・・・・・・・・・・・・・（配点割合：10%）

- ・提出資料、プレゼンテーションを通じて、地域包括支援センターとしての役割・取組みが分かりやすく伝えられているか。

二次評価の視点及び配点割合

- ① センターの職員体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (配点割合：10%)
- ・ 3職種（保健師、社会福祉士及び主任介護専門員等）を適正に配置しているか。
 - ・ 職員の入れ替わりが頻繁に行われておらず、職員が定着しているか。
- ② 職員の資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (配点割合：10%)
- ・ 研修の参加やそのフィードバックや共有等、職員の資質向上のための取組みを適切に行っているか。
 - ・ センター及び保険者との協力体制を考慮した職務態度を職員全員とれているか。
- ③ 介護予防ケアマネジメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (配点割合：10%)
- ・ 介護予防ケアマネジメントに占める訪問型サービス利用状況から、通所型サービスへの偏りが無いか。
 - ・ 生活機能向上を実現するため、「短期集中予防サービス」を重点的に活用しているか。
 - ・ 地域生活応援会議にかけ介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護事業所に適切な支援・指導を行えているか。
 - ・ 適切なケアマネジメントの結果、介護保険の「卒業」に至ることができたか。
- ④ 施設機能の地域展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (配点割合：10%)
- ・ 施設機能の地域展開に資するサービス（小規模多機能型居宅介護等）へつなげることができたか。
- ⑤ 介護予防把握事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (配点割合：10%)
- ・ 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータを活用し、リスクを抱える高齢者を把握しているか。
 - ・ 「通いの場」に関与する等の機会において「基本チェックリスト」を活用することにより、リスクを抱える高齢者を把握しているか。

⑥ 権利擁護事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・（配点割合：10%）

- ・権利擁護の重要性を認識し、高齢者の尊厳を守ることに努めたか。
- ・虐待事例の早期発見に努め、早期対応を行ったか。
- ・成年後見制度を正しく理解し、その利用を支援できたか。

⑦ 在宅医療・介護連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・（配点割合：10%）

- ・退院調整会議への出席等、医療と介護の連携に取り組んでいるか。

⑧ 認知症施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・（配点割合：10%）

- ・認知症初期集中支援について、適切かつ効果的な運営ができているか。
- ・認知症サポーター養成講座の主体的な実施に取り組んでいるか。
- ・認知症の方やその家族への支援、地域づくり、関係機関とのネットワークづくり等に努めているか。

⑨ 地域資源の「見える化」・創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・（配点割合：10%）

- ・地域住民を主体とする「通いの場」や「サポーター」の「見える化」・創出ができているか。
- ・地域の事業所に働きかけて「健康・ケア教室」の立ち上げに関わることができたか。
- ・地域資源の紹介を積極的に取り組んでいるか。
- ・地域の関係者との信頼関係の構築に取り組んでいるか。

⑩ 地域包括ケア計画の理解及びセンターの自主性等・・・・・・・・・・（配点割合：10%）

- ・センター職員全体に桑名市地域包括ケア計画の理解が徹底されているか。
- ・準公的機関としての自覚をもって、日々の業務に臨んでいるか。

全体のスケジュール

